

# 横浜市創造界限形成推進委員会運営要綱

制 定 平成 23 年 7 月 11 日

最近改正 令和 7 年 3 月 24 日 に創第952号(局長決裁)

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、横浜市創造界限形成推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

## (対象拠点施設)

第 2 条 この要綱において対象となる拠点施設（以下「対象拠点」という。）は、別表のとおりとする。

## (担当事務)

第 3 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 対象拠点で実施する事業の評価に関すること。
- (2) 対象拠点の事業計画及び予算に関すること。
- (3) 対象拠点において、具体的に事業運営を行う団体（以下「事業運営団体」という。）の選考に関すること。
- (4) 対象拠点における事業運営団体の活動評価及び助言に関すること。
- (5) 対象拠点の活用方針に関すること。
- (6) 文化芸術による創造界限形成の推進に関する助言に関すること。
- (7) その他前各号に付随する事項

## (委員)

第 4 条 委員会の委員は、有識者及び学識経験者等のうちから充てることとし、市長が委嘱する。  
2 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
3 委員は、再任されることができる。

## (委員長等)

第 5 条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。  
2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。  
3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。  
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員改選後の最初の会議の招集は、市長が行う。  
2 委員長は、委員会の会議の議長となり議事を進行する。  
3 委員会は、委員総数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(分科会)

第7条 第3条に掲げる担当事務を円滑に遂行するため、委員会に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営等については、次に定めるとおりとする。

(1) 各分科会は、委員の一部及び市長が別に委嘱する各分野における有識者、地元代表者等で組織するものとする。

(2) 各分科会に議長を置く。

(3) 議長は、分科会の議事を進行する。

(4) 分科会の議事は、合議によるものとする。

(5) 分科会は、公開しないことができるものとする。

(6) 前各号に定めるもののほか、必要な事項については、議長が分科会に諮って定める。

3 分科会の審議に係る意思決定は、委員会における総合的な審議を経た上で、委員会の議決により行うものとする。ただし、事前に委員会から承認を得た場合は、委員会の審議を経ることなく、意思決定を行うことができる。

(委員の責務)

第8条 委員は、委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、横浜市及び委員会が公表した情報についてはこの限りではない。

(委員会の公開、非公開)

第9条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定、及び横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱（平成12年6月制定）により、一般に公開するものとする。ただし、同条各号に当該する場合、委員長は会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第10条 委員長は、委員会の会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第11条 委員会の事務を処理するため、事務局をにぎわいスポーツ文化局創造都市推進課に置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行後最初の委員会の会議の招集は、市長が行う。

附 則  
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後最初に第 4 条第 1 項の規定により任命する委員の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から平成 25 年 8 月 31 日までとする。

附 則  
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則  
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則  
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 7 月 12 日から施行する。

附 則  
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 11 日から施行する。

附 則  
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年1月10日から施行する。

附 則  
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年3月24日から施行する。

別表（第2条）

対象拠点一覧

名称
旧第一銀行横浜支店
旧関東財務局横浜財務事務所
旧老松会館
象の鼻テラス
初黄・日ノ出町文化芸術振興拠点
文化芸術創造発信拠点
新高島駅地下1階展示場及び隣接道路区域
星川駅行政区画